

亀山市告示第 1 4 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止したので、同条第 3 項において準用する同法第 9 条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 1 7 6
- 3 路線名 能褒野 1 2 号線
- 4 道路の区間
 - （1）起点 能褒野町字能褒野 7 3 番 1 6 地先
 - （2）終点 能褒野町字能褒野 7 3 番 3 0 地先
- 5 重要な経過地 なし